

主な認可の内容

○放射性固体廃棄物を保管廃棄する廃棄物建屋（B ウラン濃縮廃棄物建屋）の新設および建屋新設に伴う機電設備の新設に関する認可である。

施設区分	設備区分	機器名称	申請内容	工事
その他の 加工施設	建物	B ウラン濃縮廃棄物建屋	ウラン濃縮工場の運転、工事で発生する放射性固体廃棄物（ドラム缶等）を保管廃棄するための建物を新設する。 ※縦（南北）：約 80m、横（東西）：約 37m、高さ（約 6 m）の鉄骨造 1 階建。	新設
	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画	建屋内にウラン濃縮廃棄物室を 2 室設置し、室内に保管廃棄区画を設定する。 ※約 5, 200 本（200 ㏞ドラム缶換算）× 2 区画＝約 10, 400 本（200 ㏞ドラム缶換算）	新設
	非常用設備	自動火災報知設備、 消火器（屋内設置）、 屋外消火栓（屋外）等	消防法に基づく自動火災報知設備（感知器）、消火器、屋外消火栓等を新設する。	新設
	通信連絡設備	ページング装置	新設する建屋内及び建屋周囲（屋外）にページング装置（ハンドセット及びスピーカ）を新設する。	新設
	安全避難通路等設備	誘導灯、非常用照明	従事者の安全な避難のため、新設する建屋内に誘導灯及び非常用照明を新設する。	新設